

議会運営委員会報告書

1. 協議の結果

令和3年2月12日付全町村議第42号をもって全国町村議会議長会から通知された「〔標準〕 町村議会会議規則の一部改正について」に準拠し、松田町議会会議規則並びに、議員が町議会の会議を長期間欠席した場合の議員報酬の減額を定める松田町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（以下「報酬等特例条例」という。）を一部改正する必要があることを報告します。

2. 協議の内容

今般全国の地方議会では、議員のなり手不足や女性議員が少数であることなどが課題となっている中で、若年層の松田町民が町政の一翼を担う議員として立候補しやすい環境を整備するため、立候補を考える女性本人またそれを支える配偶者にとって安心ができる一案として、議長から諮問があり、全国自治体議会の現状、先進自治体議会の情報収集などをし、既存の出産休暇の明示に加え、**産前産後休暇等の具体的明示の必要性を確認した。**

当委員会の協議のさなか、令和2年12月23日に女性活躍担当大臣ほかから、全国町村議会議長会等三議長会に対し標準会議規則改正の要請があり、上記全国町村議会議長会通知がなされたため、内容を確認したところ、委員会における協議の内容と合致していると判断した。

また、報酬等特例条例は、**産前産後休暇を取得した場合に議員報酬が減額となる最短欠席期間90日を超えることになるため、また、当該条例を制定しない自治体議会は当然有給の扱いとなるため一部改正する必要があると判断した。**

【発議第1号】

松田町議会会議規則の一部を改正する規則（抜粋）

（提案理由）議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため。及び、請願者の利便性の向上を図るため。

改 正 案	現 行
<p>（欠席の届出） 第2条 議員は、<u>公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</u></p> <p>（請願の記載事項等） 第88条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、<u>請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない。</u></p>	<p>（欠席の届出） 第2条 議員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に届け出ることができる。</u></p> <p>（請願の記載事項等） 第88条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所氏名</u>（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、<u>押印しなければならない。</u></p>